

平成 25 年 9 月 26 日

各位

東京都品川区南大井 6 丁目 28 番 12 号
株式会社 大庄
問い合わせ先 広報戦略室
TEL : 03-5764-2270

当社に関する訴訟の最高裁判所の決定について

当社元従業員が平成 19 年 8 月、自宅において心臓性突然死により亡くなった件について、ご遺族より当社に対し、損害賠償の支払いを求める訴訟が提起されておりましたが、平成 25 年 9 月 24 日、最高裁判所において、当社の上告を棄却する決定がなされました。

当社といたしましては、あらためて、亡くなられた元従業員の方の御冥福をお祈りするとともに、ご遺族にお悔みを申し上げます。

当社は、今回の訴訟を通じ、従業員の安全衛生管理を含む労務管理・健康管理について、予てからの取り組みに加え、より一層の改善に努めてまいりましたが、本決定を真摯に受け止め、更に十分な管理を実践してまいります。

以 上